

自己利益による行為と社会正義に基づく制度への関与とを 調整する方途は探り出され得るか

——フィリップ・ヴァン・パリースの論考を手がかりにして——

西 口 正 文*

Can the Scheme That Coordinates Self-regarding Acts and the Commitment to
Institutions of Social Justice Be Found?

:By the Clue of the Article by Philippe Van Parijs

Masafumi NISHIGUCHI

構成

《序》誘因要素に向ける、ジェラルド・コーエンのまなざし

《探求Ⅰ》「社会正義と個人道徳」の論点整理

〔ん〕「秩序だった社会」についてのロールズによる観念を再考すること

〔を〕コーエンによる平等原理論からの（ロールズへの）挑戦

〔ぬ〕マクシミン原則と平等概念と個人利益とを調整するための方法の提案

《探求Ⅱ》コーエンによる解釈と比較したヴァン・パリースによる解釈の特質

〔み〕報酬概念に対する吟味……客観的意味づけを帯びた報酬

と主観的意味づけを帯びた報酬

〔わ〕選択肢水準零地点を導入することの意義

〔ろ〕負担度合と結合させた平等主義の再措定

〔れ〕地球社会を領野にした格差原理と国家社会を領野にした格差原理

《結びに代えて》個人道徳のもつ意義を再認識すること

《序》ジェラルド・コーエンを意識したヴァン・パリースによる問題化の在処

正義および道徳のことをできる限り深く根底まで（、ということを別言すれば、正義や道徳のかたちづくられ始めるその始原の相まで遡って、ということになるが、）掘り下げて探究しようとする場合に、踏まえらるべき対象として——その探究を志す者にとっての試練として——ロールズによる一連の思索の軌跡がある。この軌跡に向けて、正義論のまっとうなるあり方はいかにあるべきかを問い直すという視座から批判的まなざしを差し向けた論者のひとり、ジェラルド・コーエンである。ここでは手短かに、コーエンによる批判的まなざしの内容に、

*人間関係学科 教授

そしてまたロールズに対峙して提示する主張に、触れておこう。

あらためて（念のために）、ロールズ流「正義の原理」中の第二原理を挙げておく。

社会的・経済的不平等は、次の二条件をともに満たすものでなくてはならない。(1) それらの不平等が最も不遇な立場にあるひとの期待便益を最大化すること。(2) 公正な機会均等という条件の下で、すべてのひとに開かれている地位や職務に付随するものでしかないこと。

これの含意をめぐってのロールズ自身による説明には振幅が見出されるのであって、そのうちで最も右側に——現前するグローバル化した資本制というシステムを基にしてそこからの保守志向に位置づくか変革志向に位置づくかでその位置取りを捉えたとしたときに、最も右側に——位置を取る説明として（しかし最も頻繁に現われる説明として）は、次のものがある。すなわち、格差原理は（＝(1)は）生産性高く貢献度合いの大きいひとたち（その集団）にとってその生産的能力を発揮し易くするための誘因という要素を（も）重要視する内容なのである、という説明。コーエンはこのような説明に照準して、批判の論陣を張る。格差原理の含意するところは、（行為者各々へ向けて為されるべき帰責を前提条件としたうえで、）まっとうな意味での平等の実現を図ろうとするところにあるのであって、格別に重い負担（もしくは大きな困難度・危険度）を要すると客観性をもって判断できる仕事に携わる場合に、その格別に重い・大きい負担の分だけ手厚い報酬が与えられる、というかぎりでの（社会的基本財についての正方向での）不平等分配を認めているに過ぎない。このように主張する[G.A.Cohen 1992,1995]。

このようなコーエンによる論陣の張り方に理解を示しながらもしかし、ロールズによる思索の軌跡から捨てがたい意味づけ契機をあらためて汲みあげることを通して、格差原理と誘因要素への新たな解釈を提起しようとしているのが、この発表で採り挙げようとするところの、フィリップ・ヴァン・パリースによる「社会正義と個人道徳」と題する論考¹¹⁾である（以下の叙述においてはこれを[対象論文]と表記する）。この論考におけるヴァン・パリースの議論を把握するために、《本論の前半》では論点整理を行なうことにする。それに続く《本論の後半》では、格差原理と誘因要素の関係についてのコーエンによる解釈と比較することによってその輪郭をすくいに浮き上がらせ得るように思われる、ヴァン・パリースによる格差原理に対する解釈、ひいては社会正義の規範的な在り方に対する解釈、これらの特質を明らかにしようとする。

《探求Ⅰ》「社会正義と個人道徳」の論点整理

[ん]「秩序だった社会」についてのロールズによる観念を再考する

格差原理が提起されるにあたってその理論上の基礎（のひとつ）とされているところのマクシミン原則。これが（いわば微視的水準での）個人道徳と（いわば巨視的水準での）社会正義とのそれぞれに適用される場面で生起し得る経営管理上の二律背反のことが、話題にされてよいだろう。そのことをヴァン・パリースの論考が啓発するかたちで示しているので、採りあげておこう。

ある企業経営に携わる者にとって賃労働に携わる者のうちのひとりだけを解雇しなければならない（そうしなければその企業が立ち行かない）状況に置かれたとして、その経営者は労働

者たちのうちで生産性の最も低い労働者をかそれとも生産性の最も高い労働者をか、いずれを解雇するのが、マクシミン原則に適合することになるのか。微視的水準からは後者を解雇する選択がとられる。前者が解雇された場合には、その者が他の企業で雇用される可能性は甚だ低く、したがって得られる賃金が向上することになる事態を考え難い。それに比して後者は解雇されても、他の企業で雇用される期待を（前者に比して）より多く持つことができるだろう。雇用されて得られそうな賃金も、前者にとっての多大の困難をくぐって得られそうな賃金に比べると、より多くなるという確率上の期待を持つことができる。ところでこの企業のその後の生産活動が（その“社会的貢献度合い”が）いかようになるのか、という巨視的水準に意識を向けるならば、確率上の予測としてこの企業の生産活動がさらに衰弱することになり、ひいては生産性の最も低い労働者（のみならず他の労働者たちもまた）にとっての期待便益が低下することになるだろう。つまり、生産性の最も高い労働者を解雇するという選択が巨視的水準からはマクシミン原則に反することになる。翻って、ここに浮き彫りにされるような二律背反は、（マクシミン原則との適合のありようという面に限定せずとも、）巨視的水準での期待便益最大化を図る集団秩序形成原則と微視的水準での期待便益最大化を図る個人行為原則との間での両立し難さとして、功利主義の思想に向けて指摘されてきたこと◆²¹と、類似性を帯びている。この二律背反の含意についてすこしだけ観点を改めて言うと、社会集団にとっての善きことと個人にとっての善きこととの二分法として示すこともできるだろう。

上記のような二律背反のことを、もしくは二分法のことを、ヴァン・パリースに啓発されて採りあげたのは、（これもまたヴァン・パリースがふまえていることなのだが、）ロールズが秩序だった社会の理想的あり方に関して政治的リベラリズムを強調する段階において重視するようになった論点と、その二分法とが、重なる内実をもつからだ。政治的リベラリズムが強調される段階で押し出されるようになった論点とは、現代西欧社会においてはひとびとのもつ包括的な道徳理説（観念）に関してはその複数性を前提にして考えることが必要となっていて、『正義論』の中では調和すると想定されていた二つの見地——政治的なる観念として捉えられた公正としての正義という見地と、諸個人の抱く包括的な道徳理説という見地——が、調和しないことになるだろうといものである。つまり、包括的な道徳理説が正しさや美德の在処に関するあらゆる主題およびあらゆる価値を包み込んで指し示しているのに対して、政治的なる観念の方は備えるべき基礎的な社会構造というところに焦点を絞る観念である。そうであるから、政治的なる観念への関与が包括的な道徳理説を含意してはいないことになり、実在性を帯びて理想的な社会のあり方を示すのは政治的なる観念の方だということになる。その点に関してはロールズの所説を生かすかたちで、対象論文では次のように述べられてもいる。「包括的な理説によって秩序づけられた自由民主主義社会とは確かに特権性を帯びた意味において理想社会ではある。それを達成しようとする、いずれにしても国家権力の抑圧的な行使を要求することになる。」[対象論文 44 頁]

上記の事柄を踏まえるところから、ヴァン・パリースは次のように問いを投げかける。ロールズによる「秩序だった社会の理想的あり方についてのこの新たな定式化は、例の二分法の擁護者たちに彼らの探し求めている支えを提供するのか?」「この新たな定式化は、マクシミン原則による正義からマクシミン原則による行為へという含意に抵抗するために要求される資源を、提供するのか?」と [対象論文 44-45 頁]。この問いに込められた意味の規範的方向性に対してははっきりと否を示そうとする議論を提示してきた論者の代表として、ジェラルド・コーエンが採り挙げられる。例の二分法に対抗するかたちで、社会正義についてのマクシミン原則に

厳密に従うことはマクシミン原則による行為を含意しなければならない、と論立てするところに、コーエンの所説を特徴づけることができる。著者はそのようにコーエンを位置づけ、コーエンの所説の概略を記している。これについては、本発表の《序》において既に言及したわけであるが、あらためてここで〔対象論文〕に提示されている点を記しておくことにする。

〔を〕コーエンによる平等原理論からの、ロールズへの挑戦

コーエンの所説を著者ヴァン・パリースは、下記の三点に分けて提示している〔対象論文45-46頁〕。

①正当な秩序だった社会においてひとは社会諸制度の基礎をなす正義原理に関与している、というロールズの思想をまともに受け止めるのであれば、正義をかたちづくるための一要素となるマクシミン原則が、さらにマクシミン原則にとどまらずに平等化への志向を採るべきことを要求する格差原理が、(社会的基本財のうちのひとつとしての)報酬が平等化されるべきことを要求する。

②いま記したことを基本としつつもしかし、それだけに留まっては、各人の担う労働の時間尺度での長さの相違や退屈さの程度の相違などという面に適切に対応することができない。マクシミン原則を平等化へ向けて具現しようとする格差原理に適合する解釈とは、「私は他のひとよりも多くの収入を求めますが、より多くの時間をかけて仕事をしたことやより一層の努力を要する仕事をしたことという負担の重さ度合いに合致して必要となる分を超えては求めない」、あるいはまた、「負担の重さ度合いを測定するために適切な意味を持つ測定基準を用いて測定したとき、私の担う仕事の負担が他のひとに比べて小さいという条件の下では、私は少ない報酬を受け取る」というものになる。この点を基にして、格差原理が誘因を生み出すための不平等を正当化するのか否か、と問い進めるとしよう。そのときその問いの明瞭化されたかたちは、困難で努力をいっそう要する仕事を担うことへの紛れなき補償を超えるところの誘因という要素から成る報酬を提供するのを、そうするのが協働による生産成果を増大させるための誘因として作用するからといって、格差原理が正当化するのか、というものになる。この問いに肯定的内容を以って応答しようとする、格差原理に向けての解釈は誤りだ、と判断するほかない。それゆえに、有能なひとが他のひとたちに比べて多大の生産成果をあげるがゆえに、もしくは、多大の生産成果をあげるように誘う必要性のゆえに、より多くの報酬を受け取ることは、決して正当化できない。

③コーエンの所説のある一面では、一つの例として言えば、経営管理業務に携わるひとにとってその日常業務が甚だストレス度合いの大きいものであるという状況を前提として、当人とその家族がこうむり続けるストレスを原因として気が狂ってしまうことなく生活を続けられるようにするためには、高価な休日の過ごし方が必要だと合理的に認めることができる、という場合、その手段となる経営管理者へのより手厚い報酬——不平等分配——が容認される。このような場合が格差原理に反するわけではない、という見解をコーエンは、ひとの置かれた特殊状況に帰すことのできる負担-便益の釣り合いをとる事柄だとして、誘因として作用する報酬を提供する扱いは識別される、と主張する。コーエンの見解においては、いまここで取り挙げた状況の事例に関しても、誘因として作用する報酬を提供する扱いは不平等な扱いだ、とされるのである。

〔系〕 マクシミン原則と平等概念と個人利益との調整方法

コーエンにかなりの共感を抱きながらもヴァン・パリースは、“ラディカルな平等主義者コーエン”(……………パリースによる、コーエンの所説の受けとめ方を表わす呼称)とは異なる論立てが可能だと、その議論を推し進める。謂うところの「異なる論立て」とは、彼が独自に見出そうとしている、マクシミン原則と平等概念と個人利益とを調整する方途のことである。本節では、この方途〔対象論文 46-50 頁〕について捉えるようにしたい。

この論立てを企図するにあたっての起点として著者が表わしているのが、次の問いである。すなわち、「その諸制度が格差原理によって形成され、その成員たちが格差原理に関与している、そのような社会において、正当化される不平等とはただ、特殊な負担を補償するのに必要とされるところの、もしくは価値高い能力を産み出すのに必要とされるところの、(個人にとっての負担の上での) 不平等にすぎないのであろうか?」という問いである。

この問いに付随するかたちで留意されてよいのは、次の問いだ、と著者は言う。(問いの発される場面として想定されているのは、格差原理による諸制度を備え、成員が格差原理に関与するような社会において、一般的観点から言うひとがその社会の成員たちに向けて問う、という場面である。)[ひとは格差原理に関与する成員に向けて、仮に暮らし向きの最も悪いひとたちにとって最大限有利となるように構想された制度の不在という状況の中に置かれたならば(あなた自身が) どれほど熱心に自発的に働こうとするかを(自分自身で) 見破るように、要求すべきなのだろうか、そして次に、その成員が暮らし向きの最も悪いひとたちにとって最大限有利となるように構想された再分配機構が備わっているにもかかわらず、先の状況の中でとちょうど同じような熱心さ度合いで働くように、その成員に向けてひとは要求すべきなのだろうか?」別言するとこうなる。「その成員に向けてひとは、成員の寛容さを表示するための手段として暮らし向きの最も悪いひとのことを不断に世話する状態にあるように、要求すべきなのだろうか?」著者の自認しているように、これらには問題喚起力があるだろうけれども不十分に規定された反事實的相互行為の帰趨という話題が、示されている。格差原理の制度化の有無という情況の相違、および、各情況でのミクロの相互行為場面での、暮らし向きの最も悪いひとにとっての便益を図ることと自己尊重のための便益を図ることとの相剋、これらを意識化することが意図されているように解釈できる。これらの問いかけに向けて欠くところなく十全な解を一挙に探り出すことには無理が伴うので、格差原理による制度を備えた秩序だった社会の成員に対して、その制度の作動へのわずかに自発的で誠実なる参加だけを要求するところの、より簡単な接近方法があるのだ、として著者によって提示されるのが、以下に述べる方途である。

まず第一に、その社会の全構成員に共通する(あるかたちをとった)「仕事なくなりがしかの生活手段がある」選択肢を任意に選び取り、それを「選択肢水準零」(the zero option)と呼ぼう。次に、各成員に、当人の携わることのできる(労働の型・種類と長さによって限定された)各職業に向けて、当人の予約賃金がどうなるかを尋ねる。それに応じて、そのひとつの「公正な報酬曲線」を描く。その曲線は、各々に型・種類が特殊化された多様な労働への、しかもまた労働時間についても多様な労働への、従事と選択肢水準零と、これら双方の間での当人の選択をどちらでもよい——対等の価値をもつ——ものにするのに必要とされる報酬水準を、(たぶん消極的なかたちで)特殊化している。さらに次には、そうした職業各々に対応して各人の発揮できる生産性を決定する。最後には、各人が携わる職業を、各人にとって可能な選択肢集合として予め提示していた中から、社会的剰余が最大化されるように選び取る、と

いう結果をもたらすことを——各人への職業割り当ての最適様態をもたらすことを——要求する。社会的剰余とはここで、社会的生産高の総和から、社会的生産に貢献したひとたちの得る報酬の総和を、差し引いたものとして、捉えられている◆³⁾。この社会的剰余がその社会の成員すべてに対して同等に分配されるべきであるとする規範を設定して、そのように規範的に選り取られた分配後の様態をあらためて、最適化された社会的分業編成との両立という条件を満たしているところの（最適化された意味での）「選択肢水準零に対応する選択肢」と捉え直す。この制度的枠組み内部では、格差原理への成員たちの関与の在り方は、次のように要求されるにとどまる。すなわち、(1) 公正な報酬曲線がはじき出され得るようにするために、かつ、社会的に最適なる職業割り当てが決められるようにするために、予約賃金についての偽りなきパターンを明らかにすることを、および、生産性パターンを明らかにすることを、単純に（愚直に）要求されるにとどまる。そしてまた、(2) 特殊な型・種類・労働時間によって特徴づけられる社会的に最適なる職業割り当てを進んで受け容れるように、単純に（愚直に）要求されるにとどまる。

格差原理への参加方途として提示されたこの案の長所は何よりも、主体的には同等の職業から作り上げられた各人にとっての筋道の通った選択肢集合の内部で、マクシミン原則と平等と職業上の自由選択とを、痛みを感じることなくその案が混じり合わせる、という点にある。また次のようにも、この案の長所を述べることができるであろう。そのようにして作り上げられた選択肢集合に随伴して、その案は、社会正義への関与と自己利益との間の円滑なる収束を生み起こせるように思われる、というように。ここに言う自己利益◆⁴⁾とは、個人が大切なこととして配慮する事柄のうちで、社会正義への関与に還元し得ず、社会正義への関与から派生させることもなし得ぬ、そのような事柄として消極的に定義される事柄のことである◆⁵⁾。

上にその概略を示したこの案が高い完成度を誇れるのではなく、数多の困難点を抱え持っていることに、著者は配視してもいる。そのうちで特に重大な意味を持つ困難点として挙げられているのは、同じ型・種類で同じ量の仕事がそれに携わるのが誰であるかによって差異を以って報われなければならない、という点である。つまり、何らかのやり方で社会的生産に貢献することに向けてひとがよりいっそうの嫌気を持つことになればなるほど、それだけますますそのひとが報われる必要のある割合が高くなる、という点だ。これは、それぞれに個人化されそれぞれに特有の選好のありようを表わしている、賃金率と利益率についての集合に、各人が直面する必要がある、ということに起因している。さらに著者は次の事柄にも言及している。予約賃金もしくは利益のありようによって依拠した支払いに関する各人の言明の真実性を確かめる方法は存在しないのであり、そのことが公共性要求をたぶん侵害するに到るということ。多くのひとに選好され高度な専門的能力を要しもするところの仕事があるひとが、他のひとに比べて気難しく（娯楽に向けての高価な嗜好を持ち）、かつ、当の仕事を行なうための能力にひときわ恵まれてもいるがゆえに、そのあるひとは独特の意味脈絡から当の仕事、際立って高い賃金が支払われるかたちで得ることになる、というような機構は、平等主義的理想の観点からみてもおおいに異議を呼び起こすこと。

こうした言及を経た後に著者は、負担度合いに対応させた客観的（客体的）補償という原則と、すなわちコーエンの所説に見て取れる原則と、対照させるかたちで、本節で採りあげた提案の意義をさらに掘り下げて論じている。

自己利益による行為と社会正義に基づく制度への関与とを調整する方途は探り出され得るか

《探求Ⅱ》コーエンによる解釈と比較したヴァン・パリースによる解釈の特質

〔る〕報酬概念に対する吟味……………客観的意味づけを帯びた報酬と主観的意味づけを帯びた報酬

コーエンの所説で重要視され強調される論点を確認しておこう。携わる仕事とそれへの報酬(社会的補償)との対応関係として平等主義的正義の視座から正当化されるのは、特別に困難で努力を要する仕事に、あるいはまた心理的に緊張度が強く圧迫感にさらされる仕事に、——要するに、よりいっそう負担度合いの大きい仕事に、——携わる場合には、そのこととの釣り合いを採るための装置として、当の仕事に携わることへの高い報酬が提供され、そのことが許容される。このとき留意されるべきなのは、謂うところの負担度合いの大きさは、恣意性を帯びた、個人の選択によって差異化されるような要素に——恣意に流された意識によって選び取られる嗜好や欲求や価値に——依存するのではなく客観的(客体的)に規定される観念だとみなされている点だ。このように著者は整理する。そのうえで著者は、自らの提案の訴えようとする主張を押し出すべく、コーエン流客観性志向の孕む問題点を指摘し、それとの対照において自説のもつ意義を浮き彫りにするというかたちで、以下のように示している〔対象論文50-53頁〕。

第一点目として。(著者ヴァン・パリースによる提案のある部分を客観性重視の立場から解釈し直すこともできるであろうが、それに比していっそう積極的に客観性重視の立場を採ろうとするコーエンの所説に向けては、)負担についての客観的観念は社会正義にとって考慮に入れるべき、平等化をふまえたマクシミン原則と個人道徳⁶⁾との関係という点で、重要な問いを生み起こす。というのは、暮らし向きの最も悪いひとの状況を最大限に善くするために、自己利益の観点を活かしつつ社会的剰余産出度合いを高めることと、客観性を帯びた測定基準による負担-便益という観点を活かしつつ社会的剰余産出度合いを高めることと、これら双方の間の保証された調和をもはやあてにすることができないからだ。負担についての客観的観念のもとでは同等とみなされていた(報酬のあり方をも“込み”にした上での負担観念によって同等とみなされていた)さまざまな職業が、行為主体の選好のありようには相違があるとする観点からは、“おのずと同等になっている”と見るわけには、もはやいかななくなる。個人の自己利益を重んじるという観点からは結果的に、負担と便益に関する平等主義に基づく制度——客観性を帯びた負担と便益の均衡という観念のみに依拠した制度——によって描き出された選択肢集合の中で社会的剰余を最大化する要素を取り出すということが、当然のごとく受け容れられるわけには、もはやいかななくなるわけだ。

いま述べた事態を例示するために著者の挙げているのは、次のものだ。社会的協働の中に位置づくなんらかの事業における経営管理業務に携わることになるならば殊のほか有能に遂行しうるひとが、実際にその業務遂行に際してはそのひとに特殊な様態で深刻な苦痛を感じることになり、当の業務についての客観性を帯びた測定によって表示される負担度合いに対応した報酬を以ってではそのひとに特殊で深刻な苦痛に耐えられなくなる、つまり善き生たりうるための必要最低限度を下回ることになる、という場合。そのひとは経営管理業務に携わることなく、彫刻家として暮らすことを強く望み、そのときに得る報酬が(経営管理業務のときに比べて)はるかに少なくてもよい、と強く思っている。そのひとはしかしながら、仕事に携わる時間がより短くて済むようになり(余暇に充てられる時間がより長くなり)得られる報酬が減りもしない、という条件下では業務の苦痛に耐えることができ、しかもそのときに社会的協働の成果を産出する度合いについては彫刻家として産出する度合いに比してはるかに大きく、社会的剰余

を多大に生み出すことができ、それゆえに、暮らし向きにおいて最も恵まれないひとをはじめとして多くの社会会員にとっての便益を提供できる。要するに、客観的な測定尺度による負担度合いからは逸脱する負担度合いに対応するかたちで報酬を与えることで、もっとも恵まれないひとにとっての期待便益を向上させることと、このようなひとにとっての自己利益を活かすことと、双方が可能となる、という事態のことである [対象論文 51-52 頁, 54 頁]。

簡単なかたちで考えるとして、主観性ゆえに生じるかもしれない不合理さを避けるための適切な防御手段を講じるとすると——たとえば、仕事に携わることを求めるひとにとって仕事は何もない状態に置かれるという場合に比べて仕事に就くことを通じてよりましな状況・暮らし向きをそのひとが確かに得られるようにするための防御手段を講じるとすると——、選択肢水準零地点の確保に加えてその防御手段が、仕事への報酬についての公正さを具備した案となるための最小限条件とみなすことができるとしよう。その最小限条件に適合するという大きな長所を、自己利益という主観性を組み込んだ格差原理をめぐる解釈は、持つことになる。この防御手段への考慮は、著者による提案を支える。

〔わ〕 選択肢水準零地点の導入のもつ意義

[対象論文] の終盤近くあたりで (53-57 頁) ヴァン・パリースは、誘因の要素を取り込んだ格差原理への解釈が可能だということを論じている。この解釈を成り立たせるための前提として (土台として)、自己利益を生かすという観点を尊重するために、負担度合いの測定における客観性尺度への固執からの自由化を図りつつ、社会的剰余をできる限り大きくし得るような社会分業のあり方を探ろうとする向きを採っている。そのような向きを採って、選択肢水準零地点の確保、および、主観性ゆえに生じるかもしれない不合理さを避けるための適切な防御手段を講じること、これらの必要性に依拠して議論しようとしている。ヴァン・パリースをしてそのような議論の方向を採らせることになる基本的な問題意識に立ち返って、換言すると、選択肢水準零地点を導入することの意義に立ち返って、敷衍しておこう。

論立ての出発点としてまず何よりも選択肢水準零地点が導入されたこと、そのことの妥当性如何をここであらためて問うておこう。地球社会に(……………もしくは、より縮小して国家社会に、さらに縮小して地域社会に、としてもよいのだが) 存在する資源のことごとくを自己所有することを取り決める所有制度を自明視することなく、むしろ資源の集団的所有を原則とした上で、その資源の消費については平等分配を基本としつつ、必要とする資源の質と量をめぐる多様性に応じようとする。そのような(資源の所有と消費の現状とはそぐわないにしても) 実現可能性を否定し得ない資源の所有と消費のあり方として、選択肢水準零地点が導入される。それはけっして妥当性を欠く事柄ではない。

次に、コーエン流の格差原理の含意に向けての解釈に従う場合に生じるであろうと想定される懸念のことが、重視されて取り上げられたこと、このことを吟味し検討しておこう。その懸念とはとりわけ、暮らし向きの最も悪いひととの関係においてひとはどのように行為すべきなのか、を問題化する場面で生起する。すなわち、次のような場面で生起する懸念のことだ。最も不遇な暮らし向きにあるひとの生活状況をよくするのを優先しなければならないから、かわり合うひとは自己利益を大切にすることを差し控え、自己を尊重する行為を後回しにしなければならない。さらに進めて言えば、暮らし向きの最も悪いひととの関係においてひとは自己犠牲的に行為しなければならない。そのように考えるべきことを格差原理が含意している、とする解釈が生じ支配力を持つことになる、という場面で生起する懸念のことである。格差原理

に向けてのいま挙げた解釈は誤解であり、したがってこの懸念は払拭されねばならない。

著者によって提唱されるどころの、筋道の通ったかたちで自己利益を重んじるための考慮を、分配的正義の理論構築の中に導き入れようとする論立ては、一見、コーエン流の負担感応的平等論の発想と比べて、大きく異なるかのように思われるかもしれない。しかしながら、コーエン自身が「あらゆるひとはなんらかの理にかなった範囲において自己利益を追求する権利を持っている」[G.A.Cohen 1992:302]と述べ、あるいは、「行為主体に向けてその自己尊重に結びつくある種の特権を許容するところの正義観念のもつ規範性を、非難しようとする意図を持ってはいない」[G.A.Cohen 1992:314]と述べて、そのような脈絡での個人道徳を是認していることを併せ考えるならば、ヴァン・パリースによる格差原理に向けての解釈はコーエンによるそれと、大きく異なることはない、というよりもむしろ近似している、と見てよいことになるだろう。この点に関しては、次節で論及することにしよう。

上記のような認識上の把握に到達したとしても、なお残るのは次の不満である。すなわち、自己利益や自己尊重の権利を重要視するかたちで分配的正義を実践的処方箋として表す試みが、コーエンにおいてだけではなくて分配的正義の唱道者たち全般に見られる傾向として力強さに欠けたままにとどまっている、という不満である。そのような状況の中でヴァン・パリースが選択肢水準零地点を設定し、そして予約賃金という観念を持ち込み、社会的協働を成り立たせるための調整および合意形成を実現させるための構図を示したこと◆⁷⁾は、分配的正義の、就中、格差原理に焦点を合わせる分配的正義の、理論と実践の展開にとって重要な意味を持つ。

〔ろ〕負担度合いと結合させた平等主義の再措定

格差原理を中心に位置づけた分配的正義のあり方を明らかにしようとするにあたって、ともに平等分配を始発点に据えつつも、コーエンが「客観的尺度によって測定される負担度合いに応じた便益（報酬）を」という原則に依拠して社会的基礎財の取得上の差異を認めるのに対して、ヴァン・パリースは「主観性を帯びた自己利益という要素を導入するかたちで測定される負担度合いに応じた便益（報酬）を」という原則に依拠して社会的基礎財の取得上の差異を認める。両者の相違を強調して表わすこのような記述に囚われている限りは、両者の間に共通する視座が探れるのだろうか、と問おうとするような意識は生み出され難い。我々としてはここで敢えて懐疑的に、こう問うことにしよう。両者の相違は果たして埋め難いものなのだろうか、と。これは本節において熟考するにあたいする問いである、と思われる。前節における特に二つ前の段落には、この問いに向け掘り下げて考えるための手がかりが記し残されている。

負担度合いの決定に向けての客観性重視からのアプローチ（……コーエン）と主観性重視からのアプローチ（……ヴァン・パリース）とを架橋する契機は（橋頭堡は）、既に〔わ〕節で言及したところの「なんらかの理にかなった範囲において自己利益を追求する権利」を両者ともに尊重すべきだと考えているところに、見出されるだろう。本論稿で取り挙げた、主観性を重視するヴァン・パリースのアプローチは、さまざまな仕事について個人が感受する負担度合いの相違に対応しようとするものであった。その負担度合いの相違に対応した補償を、社会的基礎財の取得というかたちで、実現させようとする試みが示されていた。その際に、個人がその特殊性において感受する負担度合いの相違とは、個人ごとの恣意や利己心に発する感受に左右されたり自己中心的な打算に左右されたりするところから生じる相違であってはならない。当の個人の置かれた環境状況の特殊性と当の個人の身に帯びる内的状況（身体的精神的状況）の特殊性を吟味することを通して、まさに理に適った承認が得られる——当の個人にとっては

負担を感受するに際しての固有の事情の発現形態として、理性的観察者が共通に認め合意することができる——相違でなければならない。このような意味において承認される負担度合いの相違とは、“客観性”との対立において捉えられる常識的な“主観性”に依拠しているのではなくて、理性的観察者による吟味を経て構成される新たな意味合いでの〈客観性〉に依拠しているのだ。

いままさに示したところの、新たな意味合いでの〈客観性〉に依拠して負担度合いの相違をきめ細かに捉えていこうとする発想は、(たとえ顕在的な表現としては見出し難くとも、)負担度合いの評価に向けてのコーエンによる客観性重視の見解の中に存在している、と解することができるのではないだろうか。そしてその解釈に即して強調すべき点は、新たな意味合いでの〈客観性〉に依拠した負担度合いの決定に応じた報酬とは、誘因としての報酬とは峻別されるべきだ、という点である。その視座からすると、本質的にはめざすところをコーエンと共有していると考えられるヴァン・パリースが、その主観性重視のアプローチにおいて汲み上げられてくる報酬の性格を「誘因」と表わしていることに向けては、支持することができない。

〔れ〕地球社会を領野にした格差原理と国家社会を領野にした格差原理

[対象論文]の中で著者は、地球社会を領野にした格差原理と国家社会を領野にした格差原理との狙いの違いを論題として、丁寧に論じている[対象論文57-62頁]。この論題は、コーエンにおいては取り挙げられてはいない(問題化する意識が稀薄である)ものだと推測される。この節では、分配的正義と個人道徳のつながりに関する著者の思想をまた新たな面から捉えるために、この論題をめぐる主張の中心を瞥見しておこう。

分配的正義をまっとうに実現するためには、地球社会を領野にした格差原理を制度化する必要がある。とはいえ、地球社会の現状は、労働力および資本の国境を越えての移動がますますその自由度を増してなされる趨勢にある。そのような現状において格差原理を制度化することは困難を極める。そこで、まず先に国家社会を領野にした格差原理を制度化するところから考え始めようとする。次にその制度化がなされた状況下で問われるのは、国境を越えてなされる労働力や資本の移動に——就中、生産性の高い労働力や巨額の投機的資本の移動に——どう対処するか、である。

格差原理を制度化し得たある特定の国家社会の内側から外側へと生産性の高い労働力や巨額の投機的資本が移動する場合に、想定する必要があるのは、課税率の低い国家社会へ(……………もしくは、地域へ)移動することによって再分配のための資源が著しく減少する結果を招く、という事態である。こうした事態を放置するならば、格差原理に依拠する分配的正義を実践し続けることができなくなる。こうした事態への対処としては、労働力や資本の移動・移転の自由を阻むことはできないという前提的認識の上に、当該の労働力や資本が国境の内側で生産活動に携わり続けたときの納税額と国境の外側へ出て生産活動を行なうことになったときの納税額との差を、不当な利得と見做すがゆえに、格差原理が制度化されている元の国家社会に返納させる、という方法が考えられる。さらに加えて、元の国家社会に備わる諸制度の中ではぐくまれた分の生産能力の価値や資本の価値を元の国家社会に返納させる、という方法も考えられる。国家社会の側からのそうした対処に対応する個人道徳のあり方としては、国境外へ出て獲得した労働所得や資本の投機利得を隠さずに元の国家社会に報告すること、というかたちを採って示される。このような議論をまとめる意味を込めて著者ヴァン・パリースは、労働力移動や資本移動の自由度がますます高まる地球社会の中で格差原理による制度を国家社会を拠点に

して守ろうとするに際しては、その制度に愛国主義者として関与することが重要な支援の方法になる、という趣旨の主張を述べている。

《結びに代えて》個人道徳のもつ意義を再認識すること

ヴァン・パリースによってもなされた論考に焦点を合わせて、小論での議論を展開してきた。その論考を喚起させるのにひとつの重要な刺激になっているであろうと推測されるのが、コーエンによる所説であった。ここであらためて、社会正義と個人道徳との関係についてコーエンがどのように捉えようとしていたのかを、整理しておこう。社会正義をば、社会システム構成上の基本的構造のあり方について問題化される事柄である、と捉える見方 [—(a)]。個人道徳をば、個人が相互行為の微視的水準においてどのように意味志向上の選択を行なうか、について問題化される事柄である、と捉える見方 [—(β)]。コーエンによる見解では (a) と (β) とは問題化の次元を、分離されてあるのではなくて接続している [G.A.Cohen, 2000, chap.9] その見解に対して、(a) と (β) との間では問題化次元を分離させる方がよいという異議を提起しようとするところから、ヴァン・パリースの論考の意図を見て取ることができるだろう。分離させるのでなければ、個人道徳が相互行為の微視的水準場面で個人に向けて、(暮らし向きの最も恵まれなひとたちへの便益を目的にした) 犠牲的献身を促すことになる、という懸念。これがヴァン・パリースによる問題意識の基盤を成していた。

しかしながら彼はまた、コーエンの見解と自らの見解との共有化できる部面が存在を認めてもいた。そうであってみれば、小論の〔ろ〕節で論じたところの、新たな意味合いでの〈客観性〉に——負担度合いを評価するにあたっては理性的観察者による吟味を経て構成される〈客観性〉に——依拠することによって、両者の見解の間に見られる懸隔が埋められることになるであろう。小論における筆者の主張は、まさにこの点にある。

【註】

- 1) この論文の原題と初出誌を記しておく、Van Parijs, Philippe.1995, Social Justice and Individual Ethics. *Ratio Juris*.Vol. 8 No.1 である。
- 2) 一般に功利主義は、対象化するときのある集団にとっての期待便益を最大化することを——その集団の構成員それぞれにとっての期待便益の総和が最大になる様態を——第一次の目的とする。そのとき二次的な目的としては、構成員各々の(妥協したかたちをもって言えば、構成員のできるだけ多数の)期待便益を最大化することを企図もする。しかしながら、集団にとっての期待便益最大化への企図と、その集団構成員各々にとっての期待便益最大化への企図とは、両立し難いことになり、前者を優越させて落着させるわけだ。
- 3) それは、労働力再生産費を取り除いて価値増殖に生かされることになったところの、労働の——社会的分業の——もたらした新たな経済的価値の、もしくは新たな社会的基本財としての価値の、総和として規定される、と考えてよいだろう。
- 4) 自己利益が大切にされるようになるのはなぜかという、この案によるならば、当の社会のあらゆるひとの生存状況に便益をもたらすことに最も貢献する職業を自己利益の観点から選び取ろうとする各人にとっては、社会的に最適な選択肢に結び合わせてまことにかすかにだけでも(たとえばεだけでも)報酬を増大することで充分なのであるのだから。
- 5) この案のもつ長所についてはさらに次の点を、著者は強調して述べている。この案が想定している基礎的機構は、職業上の自由選択という強みを、一つの職業内における努力度水準の選択にまで容易に拡張させて、

その強みをさらに増すことができる、という点。そしてまたこの案が示す枠組みが、仕事の上での選択から救済行為（saving behavior）の選択にまで拡張され得る、という点 [対象論文 48-49 頁]。

- 6) ここに言う個人道徳についてのひとつの説明の仕方として著者は、コーエンが表明している次のような事柄を挙げている。すなわち、「あらゆるひとはなんらかの理にかなった範囲において自己利益を追求する権利を持っている」という事柄、あるいは、「行為主体に向けてその自己尊重に結び付くある種の特権を許容するところの正義観念のもつ規範性を、非難しようとする意図を持ってはいない」という事柄。コーエンがこのように表明していることについては、本文でも後に〔わ〕節において言及する。
- 7) このようにして示される構図は、各人の自己利益や自己尊重の権利への敏感さを備えた新たな形での原初状態およびそでの合意形成の筋道を表わそうとする試みだ、と捉えてもよいかもしれない。

【文献】

- Cohen, G.A. 1992 Incentives, Inequality, and Community, in *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. X III , G.B.Peterson (ed.) , University of Utah Press
- Cohen, G.A. 1995 The Pareto Argument for Inequality, in *Social Philosophy and Policy* No.12
- Cohen, Gerald Allan 2000, *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?*, Harvard University Press
- Rawls, J. 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press
- Rawls, J. 1993, *Political Liberalism*, Columbia University Press
- Van Parijs, Philippe.1995, Social Justice and Individual Ethics. *Ratio Juris*.Vol. 8 No.1